

# 令和5年度 臼杵市サテライトオフィス開設支援事業補助金募集要項

## 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症対策として企業等が取り組む多様な働き方を促進し、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内にサテライトオフィス等を開設する事業者に対し、予算の範囲内において臼杵市サテライトオフィス開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

## 2. 補助対象業種

ソフトウェア業、情報処置・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業

## 3. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす事業者

- (1) 市外に本社又は本店を有し、市内で新たにサテライトオフィス等を開設する者
- (2) 申請時において3年以上継続して事業を行っており、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれる者
- (3) 新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く者

※サテライトオフィス等とは、企業等が本社から離れた場所に設置する小規模なオフィスであり、遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えた事務所のことです。

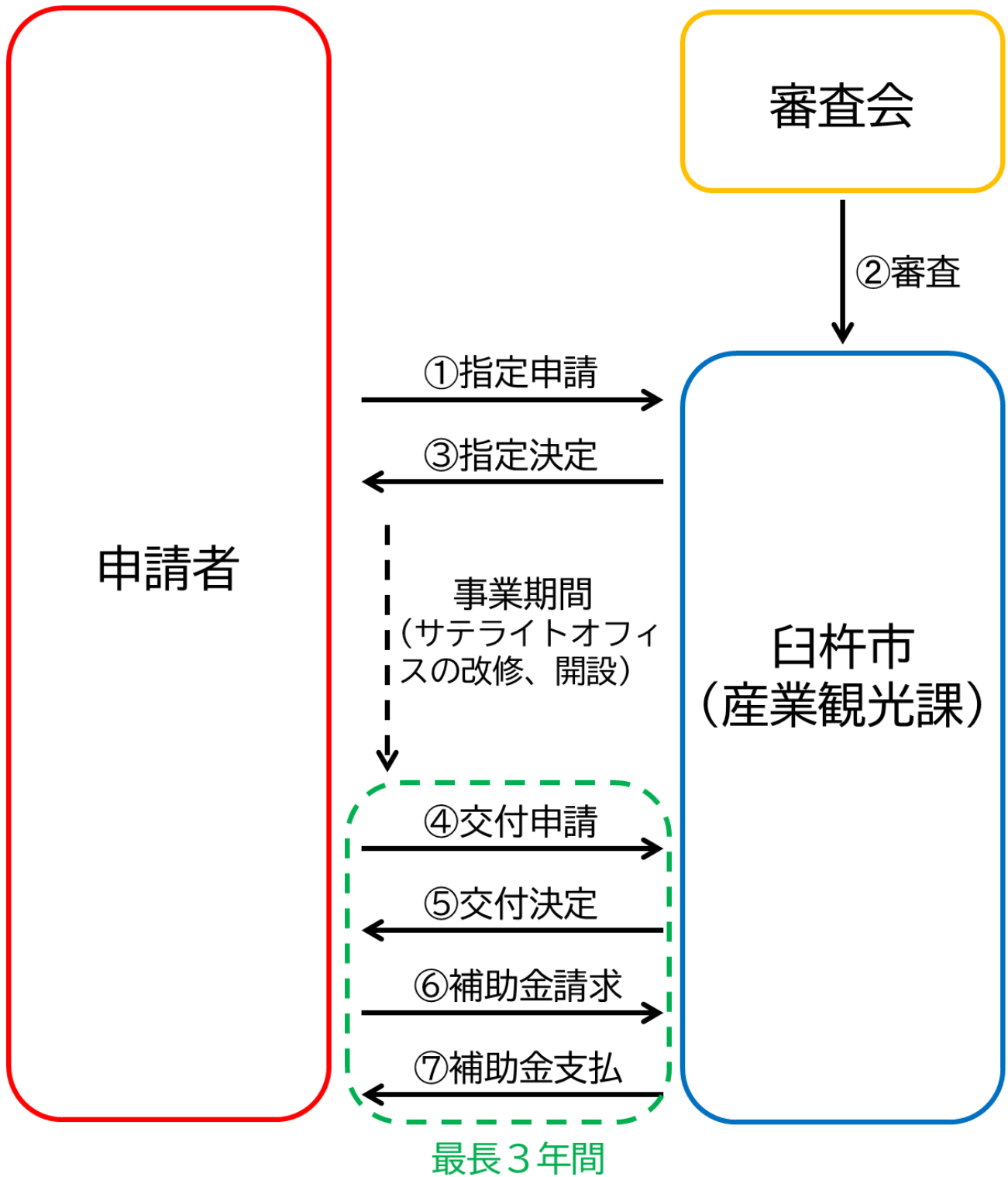
ただし、以下のいずれかに該当する事業者は補助対象者となりません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業又は公序良俗に反する事業を営む者
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- 国、県、市その他機関から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等を受けている者

## 4. 補助対象経費

- (1) 開設費（改修、購入又は新築に要する経費）  
補助率：1/2 上限：75万円
- (2) 運営費（賃借料、通信費及び機器使用料）  
補助率：1/2 上限：5万円/月 期間：最大3年間
- (3) 人件費（臼杵市民を新たに雇用又は従業員が市内に転入）  
補助額：1人につき10万円 上限：50万円

5. 事業スキーム



## 6. 指定申請の概要

### 【募集期間】

4月3日（月）より随時受付（予算が無くなり次第終了）

### 【提出書類】

- 指定事業者指定申請書（様式第1号）
- 法人にあっては、会社概要、定款、登記事項全部証明書及び直近の3事業年度の財務諸表
- 個人事業主にあっては、業務内容が確認できる資料、住民票の写し及び直近の3事業年度の所得を示す書類
- サテライトオフィス等の賃貸契約書又は売買契約書の写し
- 補助対象経費に係る見積書又はこれに準ずる書類の写し
- 従業員名簿

### 【提出場所】

臼杵市産業観光課（臼杵市役所臼杵庁舎2F）

## 7. 指定決定

事業内容の審査を行い、指定の決定をした時は、指定事業者指定通知書により申請者に通知します（補助金の対象事業として指定したことを通知するものであり、補助金の額を決定するものではありません。）。

## 8. 交付申請

補助事業が完了した後は、速やかに次に掲げる書類を提出してください。

- 補助金交付申請書（様式第5号）
- 次に掲げる補助対象経費を証する書類
  - 開設費にあっては、請求書及び領収書の写し
  - 運営費にあっては、契約書の写し
  - 人件費にあっては、当該従業員の住民票及び雇用保険被保険者証の写し
- サテライトオフィス等の完成写真
- 従業員名簿

## 9. 交付決定

交付申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

## 10. 補助金の支払

補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第7号）により請求してください。請求書提出後、2週間程度で支払となります。

## 11. その他

以下のいずれかに該当すると認められるときは、指定及び交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還してもらう場合があります。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 操業開始後3年以内にサテライトオフィス等を閉鎖又は市外に移転したとき。

### 【問合せ先】

臼杵市産業観光課

TEL：0972-86-2713

FAX：0972-64-0203